

「物価統制令施行令の一部を改正する政令案」に関する御意見募集について

1 意見募集対象

物価統制令施行令の一部を改正する政令案（別紙参照）

2 改正の趣旨等

令和3年3月16日付で環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令が公布され、環境省所管法令（他府省と共管する法令を含む。）に基づく地方公共団体職員が用いる立入検査等に係る全ての身分証明書を統合様式により統合可能とされたことを踏まえ、消費者庁を含む環境省以外の関係行政機関の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書についても、統合できないかの検討を進めております。

物価統制令に基づく臨検検査を行う際に職員が携帯する身分を示す証票の様式は物価統制令施行令で規定されているため、物価統制令施行令を改正し、当該様式を削除する予定です。なお、新たに制定する命令に当該様式を改めて定める（※）とともに、別途、特例命令を制定して、各種法令に基づく立入検査等に係る身分証の様式と統合可能とする様式を定めることで、地方公共団体が従来の様式と統合可能とする様式を機動的に選択して使用できるようにすることを想定しております。

つきましては、以下の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、政令案作成の参考とさせていただきます。

※新たに制定する命令については、別途御意見の募集を行っております。

3 意見募集期間

令和3年8月27日（金）から令和3年9月27日（月）まで（必着）

4 意見の提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので、御了承ください。

- (1) 郵送
- (2) F A X
- (3) インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

※ 郵送及びF A Xを御利用の場合には、別途様式を用意しておりますが、以

下の事項が記載されていれば、他の様式を用いての御提出も可能です。

【1】タイトル（「物価統制令施行令の一部を改正する政令案について」と御記入ください。）

【2】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【3】職業（法人その他の団体にあつては業種）【任意】

【4】住所

【5】電話番号

【6】メールアドレス（お持ちの場合）

【7】御意見及びその理由

* 御意見が 600 字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。

* 郵送の場合には、封筒表面に「物価統制令施行令改正案について」と朱書きしてください。

* F A X の場合には、表題を「物価統制令施行令改正案について」としてください。

5 意見提出先

住 所：〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室 意見募集担当宛て

F A X 番号：03-3507-9286

6 注意事項

○お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

○御提出いただいた御意見・情報は、氏名・住所・電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があること、また、その内容に応じ、消費者庁内の関係部署や関係府省庁と共有する可能性があることを、あらかじめ御了承ください。

【本件問合せ先】

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）付
笠原、木谷

TEL：03-3507-8800（内線 2159）

FAX：03-3507-9286

物価統制令施行令の一部を改正する政令案の概要について

1. 改正の趣旨

内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームからの依頼を踏まえ、物価統制令施行令（昭和 27 年政令第 319 号）について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

物価統制令施行令を改正し、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）に基づく臨検検査を行う際に職員が携帯する身分を示す証票の様式を削除する。

なお、新たに制定する命令に当該様式を改めて定めるとともに、別途、特例命令を制定し、各種法令に基づく立入検査等に係る身分証の様式と統合可能とする様式を定めることにより、両様式を使用できるようにする。

3. 施行期日

令和 3 年 10 月下旬（予定）

以上